

物 件 明 細 書

物件番号 30302

1. 物件の所在地 岐阜県加茂郡八百津町福地臼ヶ根 1112-5
2. 樹種及び林齢 スギ・ヒノキ 50年生
3. 販売数量 4222.17 m³ (スギ:1492.61 m³ ヒノキ:2729.56 m³)
4. 伐採方法 皆伐
5. 搬出期限 売買物件の引き渡しを完了した日から60ヶ月
6. 立木調査方法 100 m²のライン標準地調査 10か所
7. ha 当たり現況 スギ:平均成立本数 1,200本/ha
平均胸高直径 29 cm、平均樹高23.6 m
ヒノキ:平均成立本数 1,128本/ha
平均胸高直径 24 cm、平均樹高16.7 m
8. 施業履歴 枝打1回目(13年生(S58))
枝打2回目(18年生(S63))
※生長を見ながら2回実施
平均枝下高 スギ:16.7 m ヒノキ:11.1 m

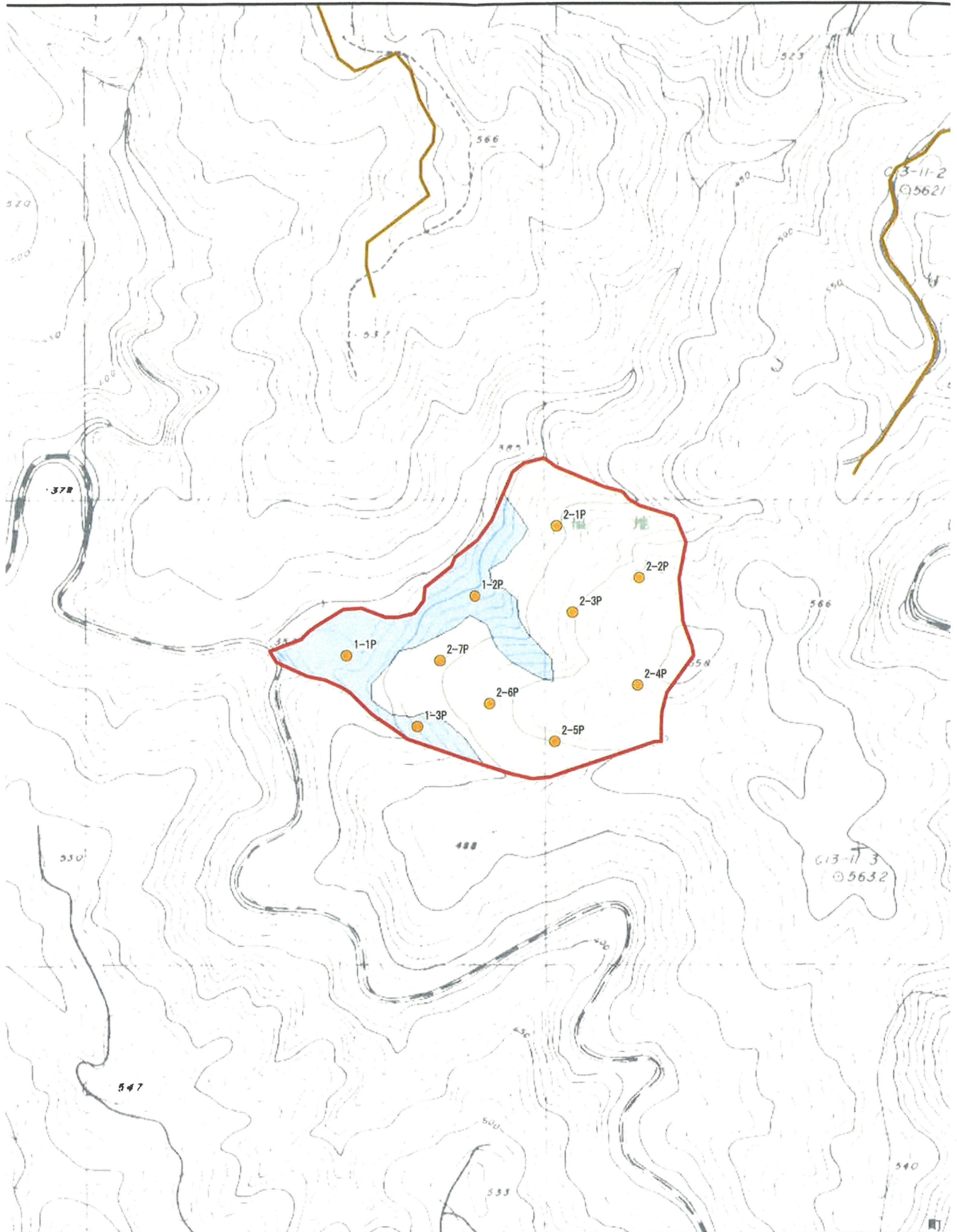
間伐(最終H17)
9. 各種法令制限 岐阜県水源地域保全条例 指定なし
保安林 指定なし
砂防指定地 指定なし
土砂災害警戒区域 指定なし

作業に関する特記事項

物件番号 30302

- 1 当物件の立木調査は、標準地調査法により行っており、立木材積は標準地における立木材積を面積比例して算出しています。
詳細は別紙「調査野帳及び主伐調査集計表」のとおり。
- 2 搬出期間は、当物件の引き渡しを完了した日から60ヶ月とします。
- 3 伐採にあたっては、森林法第10条の8により、立木の伐採前に「伐採及び伐採後の造林届出書」を土地所有者と連名で八百津町長に提出すること。
- 4 当物件の処分が完了し、完了届の提出があったときは、未搬出物件の所有権は土地所有者に帰属します。
- 5 放置された産物が跡地更新又は保護上著しく支障をきたし、取り片付けを要すると認められるときは、買受人に対して取り片付けを請求しますので、買受人の負担において取り片付けを行ってください。
- 6 作業道ゲート（鎖）の施錠については、開閉の都度行ってください。
- 7 林道・作業道が運搬等で傷んだ場合は、買受人の負担において修復してください。
- 8 既設作業道の使用許可取得及び補修は、買受人が行ってください。
- 9 作業道開設における土地の使用許可取得及び開設は、買受人が行ってください。
- 10 当物件以外の立木を損傷しないように注意してください。

標準地調査位置図



状況写真

物件番号 30302 岐阜県加茂郡八百津町福地臼ヶ根

